

## あらためて「子どもの権利擁護の公的第三者機関」を考える

—2016 児童福祉法の改正を踏まえた厚生労働省の制度化構想に寄せて—

子どもオンブズパーソン研究会  
子どもの権利条約総合研究所  
公益社団法人子ども情報研究センター

本研究会は「子ども支援」をテーマに2005年から始まり、毎年2回開催しています。今日、子ども支援のために何が必要か、何ができるのか。そのアプローチを明らかにしていくことを目的としています。

回を重ねるなか、子ども支援の重要な課題として「子どもにやさしいまち(Child Friendly Cities)」の実現を受け止めてきました。その実現には、自治体の果たす役割と、そして<子ども参加>の仕組みづくりの重要性が浮き彫りになってきました。それとともに、市民社会におけるボランティアな子ども支援の取り組みが、ますます重要になってきていることも浮き彫りになってきました。

こうした経過を踏まえ、改めて「公的第三者機関」を取り上げます。2016年の児童福祉法改正で子どもの権利条約の3条(子どもの最善の利益)および12条(子どもの意見の尊重)が明確に位置づけられたことを踏まえ、厚生労働省は子どもの権利擁護のための第三者機関を都道府県等に設置する構想を表明しています。子ども情報研究センターは、この構想に資するための調査研究を同省の委託により実施し、2018年3月に報告書を提出する予定です。

そこで今回の研究会は、この調査研究の一環として、下記により開催するものです。多くの皆さんにご参加いただき、ご意見等寄せて頂けることを期待しております。

- 日 時 2018年2月18日(日) 13:00~16:45 (受付 12:45~)
- 会 場 HRCビル5階ホール
- テーマ どう創るか? 児童福祉法に基づく子どもの権利擁護の第三者機関
- 内 容 (日程)
1. 基 調 都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の検討 (仮題)  
堀 正嗣 (「都道府県児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護」  
検討委員会委員長/熊本学園大学)
  2. 報 告 ① 都道府県児童福祉審議会に関する調査研究の概況 (仮題)  
前橋信和 (児童福祉審議会調査研究小委員会委員長/関西学院大学)  
② 条例設置の子どもの権利擁護機関に関する調査研究の概況 (仮題)  
吉永省三 (子どもの権利擁護機関調査研究小委員会委員長/千里金蘭大学)
  3. 質疑と討議 コーディネーター 浜田進士 (子どもの権利条約総合研究所副代表)  
田中文字子 (子ども情報研究センター理事)
- 参加費 500円
- 申込み 裏面申込書に記入の上、子ども情報研究センターまで FAX またはメールで。